様式第２号（第３条関係）

審 議 会 会 議 録

会議名称	令和３年度　第１回伊達市文化財審議会		
議　　題	だて歴史文化ミュージアム条例の一部改正について		
開催日時	令和３年５月14日（金）　午後２時から午後３時10分まで		
場　　所	だて歴史文化ミュージアム　体験学習館講習室		
出席者	出席委員６名		
	所管部課名	教育部生涯学習課	
公　開 非公開 の　別	■　公　開	傍聴者の人数	なし
	□　非公開	非公開の理由	

【審議会の概要】

１．　開会

事務局より、委員定数の７名中６名の出席により会議が成立していることを報告。

２．委嘱状交付

7人の委員全てを再任し委嘱状を交付。（コロナ禍のため机上交付）

３．教育長挨拶

４．議事

（1）会長の選出について

会長選出は、事務局一任となり、会長に引き続き浪越委員を要請し受諾された。

（以降、会長による議事進行）

諮問　だて歴史文化ミュージアム条例の一部改正について

諮問書を机上配布し事務局より内容について説明。

（２）だて歴史文化ミュージアム条例の一部改正について

［質疑応答］

【委　員】条例改正について指定管理者についてお聞きしたいが、この場合、職員の配置はどのようになり、市職員がどのような形で関わるのでしょうか。伊達市内で既に何ヶ所か指定管理になっているところがあるが、同じように考えている

のでしょうか。何か考えている方向があれば聞かせて欲しいです。

【事務局】施設によって全部を指定管理に任せる場合と、他の道立の博物館等でも行っている一部を任せる方法とがあります。重要文化財等については、直営でしっかり管理していく方法もあり、現時点で決まっていませんが、今回は条例改正の部分だけなので、今後、詰めていくことになります。それによって職員の配置等決まってくることになります。現在、市内では一部を任せる指定管理はありません。道の駅等の指定管理は全てを指定管理に任せており、市職員はいない状況です。地域のコミセンも地域自治会に運営を支払い任せています。このため、今後、指定管理の方法により変わってくることになります。

【委　員】指定管理を行う場合は公募により募集することになるでしょうか。

【事務局】現時点では条例を改正させて頂くことについての諮問をしていますが、次のステップとして、指定管理を行うことになれば、募集要項をどうするか仕様等を決め、どこまで相手に求めていくか決めていくことになります。今後、募集等の段階になった際は、改めてこの審議会にお示し諮っていくことになりますが、現時点では、まず、条例改正のみとなります。

【委　員】市の学芸員や発掘の方々には指定管理になった際も関与できる前提で指定管理の委託をする方向として欲しいです。そうでなくては市の文化行政とミュージアムが引き離されてしまう結果に陥ると思います。個人意見ですが審議会全体として要望して頂ければありがたいです。

【会　長】全てを委託せずに、一部を指定管理として委託し職員を常駐させた方が良いということでしょうか。

【委　員】市として文化行政を管理できる形態の方が良いということです。

【委　員】料金については指定管理の場合は、勝手に決められるものでしょうか。

【事務局】料金については条例で定められている部分のため、勝手には定められません。あくまで条例で定められた中で実施してもらいます。

【会　長】コンシェルジュの扱いはどうなりますか。

【事務局】このことについても指定管理する際に検討することになります。

【会　長】諮問について答申書を提出することになりますが、先程、市が関与し全てを指定管理者には任せない形にして欲しいとの要望がありましたので、これを審議会の意見とし、答申書の文面については後程、皆さんに報告しますが、私に一任頂くこととでよろしいでしょうか。

【委　員】（全員）意義なし。

５．報告事項　史跡北黄金貝塚「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録に向けたスケジュールについて

（資料に基づき事務局から説明）

［質疑応答］

【会　長】イコモスの勧告は資料の中の 1)「記載」が期待されますか。

【事務局】そのとおりです。

【会　長】今後、勧告を受け世界遺産委員会が開催されるが、覆されることはありませんか。

【事務局】あくまでも勧告のため、世界遺産委員会で覆されることもなくはありません。記載が相応しいと勧告されて、登録にならなかったのは推薦した国が撤回した場合などです。情報照会や記載延期の勧告がされた場合でも世界遺産委員会で審議され登録に相応しいと認められて登録されたものも複数あります。

【会　長】世界遺産登録決定した際は、市として何か祝うイベント等考えていますか。

【事務局】もちろん世界遺産登録は誇らしいことであり喜ばしいことです。市民の皆さんと喜びをわかちあい改めて史跡北黄金貝塚の価値を共有するためにもそのようなイベントや周知を努めていきたいと考えています。コロナ禍の状況もあるため、そのあり方というのは、今後更に具体的に検討していきたいと思っています。

【委　員】イコモスから周辺環境について改善等指導はないのでしょうか。

【事務局】その点についてイコモスから個別の意見はありません。ただ、世界遺産となると周辺の様々な景観の保護が厳しくなりますが、当市としても４月に景観計画を策定し遺跡周辺を特定景観区域として重点的に景観を守っていくことに定めています。こうしたことに基づき、史跡周辺の景観の維持を図っていきたいと思っています。

６．閉会